

意見募集案件	公益活動団体との協働指針の改定について
担当課	市民環境部 市民参加・住宅施策課 電話 011-372-3311 内線 4122

意見募集期間	令和2年12月1日(火) から 令和3年1月4日(月) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(市民参加・住宅施策課 4階 17番窓口)及び各出張所 ◇北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館(本館)、 ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島12月1日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は 行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)  市民環境部 市民参加・住宅施策課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-6188 電子メールアドレス: jutaku@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表 予定時期	令和3年1月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理 由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 公益活動団体と市がお互いの特性を活かし、協力して課題に取り組むため、平成 20年5月に「公益活動団体との協働指針」を策定し各種事業に取り組んできたところ ですが、策定から10年以上が経過しており、公益活動団体における課題やニーズの 変化や少子高齢化や人口減少の進行など急激な社会環境の変化を踏まえ、これまで の取組を基盤としつつ更なる協働の推進を図るため、指針を改定します。  (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 公益活動団体との協働についての基本的な考え方は引継ぎ、協働を促進するた めの方策の見直しを行います。  (3) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 公益活動団体との協働により公益活動団体の活動が活発になり、市民が主役のま ちづくりが推進されるとともに行政サービスの効率化が図られます。
対象となる政策等 の原案	別紙「公益活動団体との協働指針」(改定原案)のとおり
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 寄せられた意見を参考に指針を改定し令和3年4月施行予定